

一般社団法人日本思春期学会 地域活動援助費制度に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、定款第4条第1項第4号の定めに基づき、一般社団法人日本思春期学会（以下、「本学会」という）における地域活動援助費制度に関して定めるものである。

（地域活動援助費制度の設置及び目的）

第2条 本学会は、思春期の人々の健康を守り、健全な発達を促すために地域で活動している団体に地域活動援助費を支給する制度を設ける。

2 地域活動援助費を支給することにより、地域における思春期の人々の健康や福祉に貢献することを目的とする。

（地域活動援助費制度の運営）

第3条 地域活動援助費制度に関する運営は、本学会の庶務担当が所掌する。

（申請の条件）

第4条 申請者は、日本思春期学会会員であること。

2 申請団体は、会則を設け、年に1回以上の定期集会を開催していること。

3 申請者は、地域活動援助費による活動内容を日本思春期学会誌「思春期学」に報告すること。

（申請方法）

第5条 地域活動援助費を申請する団体は、申請書（別紙1）を作成し、指定された期日（3月末日）までに理事長に提出する。

（地域活動費の要件）

第6条 地域活動費は、以下の要件を満たしていることとする。

- （1） 総予算額を提示し、申請予算額の使用部分を明示している。
- （2） 地域活動援助費は活動に必要な品目であること。
- （3） 地域活動援助費は、備品（1万円以上）、特定施設（大学、病院、教育機関、行政機関など）の利益目的のための物、個人または団体が私的な目的に使用する物には使用していないこと

(選考方法)

第7条 地域活動援助費を支給する団体の選考は、前条に定める申請の条件ならびに地域活動費の要件に基づいて理事会にて決定し、社員総会で報告する。

- 2 選考する団体は、年間2 団体までとする。
- 3 選考の手続きについては理事長が別途定める。

(地域活動援助費支給について)

第8条 地域活動援助費は、申請された一年度内の活動に対して支給する。

- 2 一団体の支給額は、10 万円以内とする。

(活動報告の義務)

第9条 地域活動援助費の支給を受けた団体は、指定された日までに地域活動援助費による活動内容を本学会に報告することとする。

- 2 前項に定める報告された活動内容は、『思春期学』に掲載する。

(改廃)

第10条 この規則を改正・廃止する場合には、理事会の承認を受ける。

附則

- 1 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。
- 2 この規則は、2016 年 10 月 3 日から施行する。
- 3 この規則は、2023 年 8 月 25 日から施行する。
- 4 この規則は、申請書（別紙1）を改正し、2025 年 3 月 24 日から施行する。